

規約変更書

ブリヂストン健康保険組合の規約の一部を次の通り改正する。

第4条 （設立事業所の名称及び所在地）の別表（1）中の

「ブレクス株式会社 東京都港区」を削除する。

附 則

1. この規約は、令和2年9月1日から施行する。

規 約 変 更 書

ブリヂストン健康保険組合の規約の一部を次の通り改正する。

第5条 （設立事業所の名称及び所在地）の別表（1）中の

「ブレクスプロダクツ株式会社 石川県小松市」を削除する。

附 則

2. この規約は、令和2年9月1日から施行する。